

# 6月の相談

- いずれの相談も祝日は実施しませんので、ご注意ください。
- 相談室の番号など、詳しくは市役所1階総合受付モニターでご確認ください。
- 電話番号末尾の(専)は、相談専用の電話番号です。

相談名	日時	場所	予約	問い合わせ
一般住民相談	平日9:00~12:00、13:00~17:00 毎週水曜日(休館日を除く)10:00~12:00、13:00~17:00	市役所2階相談室8 サンネット相談室 カリヨンハウス内	不要	市民課 ☎32-8012 ※各相談の受け付けは、終了時間の30分前までです。
人権相談、行政相談	10日(月)13:30~16:30	市役所2階202会議室	不要	
法律相談	14日・28日の金曜日13:30~16:30	市役所2階202会議室	必要(前日まで)	
司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談	18日(火)13:30~16:30	市役所2階202会議室	必要(前日まで)	
外国人相談 (ポルトガル語通訳による)	毎週月・火曜日13:00~16:00 毎週水・木・金曜日9:00~12:00、13:00~16:00 毎週月曜日9:00~12:00 毎週火曜日9:00~12:00	市役所1階市民課 市役所2階こども相談課 市役所2階納税課	不要	
障がい者相談 (就労・介護・虐待など)	平日9:00~17:00	市役所1階ふくしの窓口	不要	☎76-5663
高齢者面接相談 (介護・虐待など)	平日9:00~17:00	市役所1階長寿介護課、ふくしの窓口	不要	長寿介護課 ☎32-8009 ふくしの窓口 ☎76-5663
介護・高齢者福祉サービスの相談	平日9:00~17:00	市役所1階長寿介護課	不要	☎32-8009
	平日8:30~17:00	きたよし地域包括支援センター		☎33-0791
		なかよし地域包括支援センター		☎34-6811
		みなよし地域包括支援センター		☎33-3502
平日9:00~17:30	おかよし地域包括支援センター		☎33-4177	
成年後見相談	平日9:00~17:00	成年後見支援センター	必要(前日まで)	☎33-5020
医療相談	平日8:30~17:00	市民病院1階総合受付	不要	市民病院地域連携・医療相談室 ☎33-3300
児童虐待・こども相談	平日9:00~17:00	市役所2階こども相談課	不要	☎32-0910(専)
女性の悩みごと相談	毎週月曜日12:00~16:00	電話(電話相談後に面接相談可)	不要(面接相談は要予約)	こども相談課 ☎32-9539(専)
母子・父子・寡婦相談	平日(水曜日を除く)9:00~16:30	市役所2階こども政策課	不要	☎32-8034
子育て相談	毎週火~土曜日9:00~17:00	子育てふれあい広場(カリヨンハウス内)	不要	☎36-1181
	毎週火~日曜日9:00~17:00	子育てふれあい広場(子育て総合支援センター内)	不要	子育て総合支援センター ☎34-0500
NPO・協働相談	6日(木)13:30~16:30	市役所5階協働推進課	必要(前日まで)	☎32-8025
消費生活相談	毎週月・水曜日9:00~12:00 毎週木・金曜日13:30~16:30	市役所4階相談室	不要	産業振興課 ☎32-8015
営農相談	12日・26日の水曜日13:30~15:30	緑と花のセンター営農相談室	必要	☎34-6111
教育に関する相談 (家庭・学校・不登校・特別支援)	毎週月・金曜日10:00~17:00	教育センター「学びの森」	必要	学びの森 ☎33-5010 学校教育課 ☎32-8026
	毎週火・水曜日9:00~16:00			
	毎週木曜日9:30~16:30	市役所2階学校教育課	必要(前日まで)	
	毎週木曜日18:00~20:00			
心配ごと相談	5日(水)・20日(木)9:00~12:00	福祉センター2階相談室	予約者優先	社会福祉協議会 ☎34-1588
心の電話みよし(青少年およびその保護者)	毎週土曜日12:00~16:00	電話のみ	不要	こども相談課 ☎34-5874(専)
ひきこもり相談	毎週火~土曜日8:30~17:15	シエル ブルー Ciel bleu(障がい者等サポートセンター内)	必要	☎78-3611
中小企業等無料経営相談	毎週火曜日13:00~14:30、14:30~16:00	市役所4階相談室	必要(14日前まで)	産業振興課 ☎32-8015
暮らし相談(生活困窮)	平日9:00~17:00	暮らし・はたらく相談センター(ふれあい交流館内)	必要	☎33-5020(専)
はたらく相談				☎33-5070(専)
若者のための職業相談	11日(火)9:00~、10:00~、11:00~ 25日(火)13:00~、14:00~、15:00~	ジョブサポートみよし(ふれあい交流館内)	必要(前日まで)	☎33-1860(専)
巡回労働相談	11日(火)13:00~、14:00~、15:00~			
栄養・歯科相談	12日(水)9:00~11:30	衣浦東部保健所 (刈谷市大手町1-12)  ホームページ	必要	☎0566-21-9338
夜間HIV・梅毒検査	3日・17日の月曜日18:00~19:00		不要	☎0566-21-4797
HIV・肝炎・梅毒検査	毎週火曜日9:00~11:00		不要	
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜日9:00~11:00		必要	
アルコール専門相談	7日(金)14:00~16:00			
精神科医による相談	13日(木)14:00~16:00	衣浦東部保健所安城保健分室(安城市横山町下毛賀知93)	必要(前日の正午まで)	☎0566-21-9337
	17日(月)14:00~16:00			
検便・水質検査(有料)	毎週火曜日9:00~11:30	衣浦東部保健所(受け付けは、みよし駐在)	水質検査は要予約	みよし駐在 ☎34-4811

# 「ガクボウ」地元大学生による防犯活動体験記

～私たちは警察官を目指す学生です～

豊田警察署と共にホットな情報をお伝えします。

豊田警察署地域課 ☎0565-35-0110

私たちは東海学園大学三好キャンパスで、将来、警察官や消防士を目指す学生が活動する学生サークル「学生防災・防犯団体 ちいむ・ともいき」です。防犯など警察が担う仕事や取り組みなど、学生の目線でお伝えしていきます。

## 第7回 豊田警察署 令和6年能登半島地震被災地への派遣警察官インタビューレポート

今回は令和6年能登半島地震の被災地へ派遣された豊田警察署員へのインタビューをお届けします。

### 警察官としてできること

派遣から戻った2人の警察官へのインタビューは、記者会見のような雰囲気の中で行われました。警察官は地震発生直後から緊急災害警備隊として被災地へ現地入りし、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所などの警戒警備に当たったそうです。火災現場では雪が降る中、倒壊家屋や焼け跡から印鑑や家族の写真など、被災者が大切にしていたであろう物を1つでも多く本人やその家族へ渡す活動をした話を聞いて、私は目頭が熱くなりました。また震災で不在になった留守宅を狙う空き巣が発生するため警戒警備に当たるとともに、被災者の不安を少しでも和らげるようにとさまざまな相談にも対応したそうです。

### 支援隊員として心掛けること

支援者である隊員が被災地に<sup>おもむ</sup>に当たり第一に心掛けることは、自分自身が病気やけがを負わないこと。被災者に迷惑をかけないよう、被災地に入る前から健康管理を<sup>おこな</sup>わず、冬の寒い時期なので防寒対策を重点に装備を整えたそうです。また被災地では自分からあいさつをして地元の人々との関わりを大切にしながら、住む家をなくした人や家族・友人と離別した人など、被災者の気持ちにできる限り配慮をして「自分が被災者だったら…」と思いながら接することを心掛けたとのこと。

### 学んだことから備えることへ

警察官は被災地でのパトロールにおいて、空き巣を未然に防ぐために住民へ声掛けをすることで、何気ない会話からいつもと違う点を見つけて不審者発見につなげることもあるそうです。また被災地での経験から学んだ特に備えておきたい防災品として、3日分以上の食料・飲料水や簡易トイレ、<sup>は</sup>履き物、笛、ラジオ、モバイルバッテリー、常備薬を挙げていました。中でも、水道が使えなくなるので衛生面の悪化を防ぐ簡易トイレと、散乱したガラス片など鋭利なものから足を守るための履き物は見落とされがちとのことなので、私も家族と共に災害への備えを確認してみました。



### 体験後記

災害時における消防・警察・自衛隊の活動の様子はニュースの映像などから頼れる救助隊というイメージがありましたが、今回のインタビューを経て彼らは被災者に寄り添う警備隊という印象を受けました。日常の安全・安心を取り戻すために、ニュースの映像では流れないところで身近な警察官による地道な支援活動があることを忘れないでおこうと思います。

※広報みよしは、<sup>カタログ ポケット</sup>Catalog Pocketにて多言語で配信(翻訳および音声読み上げ)しています。(詳細は、裏表紙の右下部参照)

編集後記

▶この4月で広報担当を離れることになりました。コロナ禍で始まり、広報紙に掲載するイベントも取材もゼロに近い期間が続いたことも。マスクがない市民の笑顔を撮影した時のうれしさ、楽しさは今でも覚えています。これまでご協力いただいた多くの皆さん、ありがとうございました。(伊)

### みよしの空にこいのぼりを泳がせませんか

ご家庭で不要になったこいのぼりを募集します(吹き流しや矢車、ペラング用、修復不能な破損や大きな汚れがあるものは除きます)。返却は不可、使用後に破損したものは市で処分します。

6月28日(金)までにこども政策課(☎32-8034 FAX76-5103)へ連絡の上、窓口へ直接持ち込んでください。

